



久保田由夫 ほっと通信



NO. 89
2019. 5.19
【部内資料】

発行 くぼたよしお事務所 ☎42-6361 fax 42-5630

<久保田由夫のブログ・フェイスブック・ホームページもご覧ください>



<季節の写真>

武石地域余里地区の花桃の里（上）
昨年購入したわが家の花桃（下）



「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」をめぐる判決の意義

◆公民館だよりへの憲法九条を詠んだ俳句掲載が拒否され、作者がさいたま市に掲載と慰謝料を請求した「九条俳句訴訟」で、2018年12月、最高裁がさいたま市の上告を棄却し、作者に慰謝料の支払いを命じた東京高裁判決が確定した。◆この判決を解説した2人の弁護士の論文を読み、公民館（活動・職員）のあり方と行政や議会のあり方を考える機会となった。◆東京高裁判決は「住民の思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取り扱いをしたとき」は、違法と評価される明確な判断基準を示したことにより、今後の公民館運営において公民館職員が依るべき判断が明らかにされた。◆さいたま市の主張は「本件俳句を公民館だよりに掲載することは、世論の一方の意見を取り上げ、憲法九条が集団的自衛権の行使を容認していないと考える立場に偏することになり、中立性・公平性に反する」としていた。判決は、「行政の中立性・公平性」を口実とした表現行為の制限を明確に排斥しました。◆東京高裁への控訴や最高裁への上告ともに議会の承認（議決）が必要でした。市民の応援団や弁護団は各会派へ協力要請しましたが、議会はいずれも市長の方針を承認した。その中でも、日本共産党さいたま市議団は当初から九条俳句事件の本質をとらえて論戦を展開した。◆東京高裁判決は、大人の学習権、これを実現する公的な場としての公民館の性質や公民館職員の義務について、日本の裁判史上初めて判決を下したものでした。◆判決直後、文部科学省も「営利」的、「政治」的との理由だけで住民の公民館利用を制限する風潮を戒める通知を出した。◆県内でも、池田町公民館使用取り消し問題（2016年）が起きたが、全国各地で同様の問題が起きているので、政治と教育行政の適切な距離はどうあるべきか今後も重要な課題である。（由夫）

フォト通信



（左上から）★「見て、感じて、遊ぼう！ はんが遊園地」ー府中市美術館のゆかいな創作版画コレクションよりーが上田市立美術館で開催されている。（～6月2日まで）展示の仕方に工夫がされており、写真コーナーも。★芝生公園で行われた上田真田まつりの決戦劇の一コマ。大勢の観客がいてビックリ。★5月1日の上小地区メーデー。各団体が工夫をこらしたポスターがずらり。

（左下から）★鹿教湯温泉では「かけゆの春フェス」で、鼓城の太鼓と書道パフォーマーAKIRAさんとのコラボが実現。見事な作品ができました。★小布施町で安藤梨影さん（書家）と都築誠さん（陶芸）の作品展が開かれました。草笛ができる友人や外国の観光客なども見学されていました。★上武石の喫茶店「和（かのう）」では、お忍びバーが開かれ、武石地域の活性化に取り組む皆さんの熱意に触れました。★千曲市にある観光農園「あんずの里アグリパーク」へ。かなり前ですがバナナの木の前で、両親の写真を撮ったことがある場所です。今は、ハウスのなかはサボテンやみかんの木（秋にはみかん狩りが楽しめる）がたくさんあります。

